（調理師法施行規則の一部改正）

第二条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二（第三条関係）

調理師名簿登録番号
調理師名簿登録年月日
調理師免許証

よってこの証を交付する。

年　月　日

都道府県知事　印

本籍地都道府県名（国籍）
氏名
日生　年　月　日

調理師法（昭和二十三年法律第百四十七号）により調理師の免許を与える。

備考
免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項第四号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号、第九十条の三第一項第三号並びに第百十条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料全額免除の申請）	（保険料全額免除の申請）
第七十七条　（略）	**第七十七条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類（申請者が当該申請者等に係る同一の失業等（失業又は事業の廃止若しくは休止をいう。以下同じ。）について過去に行つた前項、第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項又は第七十七条の五第一項の規定による申請（以下「保険料免除等の申請」という。）においてロ、第七十七条の三第二項第四号ニ、第七十七条の四第二項第五号ニ又は第七十七条の五第二項第四号ロに掲げる書類（以下「離職票等」という。）を添付している場合にあつては、ロに掲げる書類を除く。）	四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（保険料一部免除の申請）	（保険料一部免除の申請）
第七十七条の三　（略）	**第七十七条の三**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類（申請者が当該申請者等に	四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類